

## 第Ⅲ部

# 部会・協議会・連絡会からの提言項目一覧

主体 番号	部会・協議 会・連絡会 等	項目 番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部と の関連
1	経営者部 会	1	○福祉人材確保・育成・定着 に向けた現行施策の強化 を図ること。	<p>① 団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年には、本県では約 2 万 5 千人の介護人材が不足するとの見通しが立てられている。また、地域包括ケアの深化や推進に向けた基盤整備でも介護人材の確保が打ち出されており、在宅医療や介護との連携を図るためには、その担い手を確保することも課題であり、様々な資源を活用する取り組みを展開して人材確保を行わなければならない。また、介護人材のみならず、様々な種別の福祉施設の従事者確保も未だなお人材不足に悩んでおり、福祉関係者の自らの取り組みは行っているものの、抜本的な解決策には至っていない。</p> <p>神奈川県では、大学との連携事業を各局が進めているが、保健福祉局で進めている取り組みにおいて、福祉人材確保に向けた取り組みがなく、広く福祉の仕事の理解と促進していくことを目的に、県下の大学に向けた啓発事業を県の取り組みとして実施していただきたい。</p> <p>若年層が福祉を学びとしてまた職業として選択しようとする意志が弱くなっているのではないかという危惧があるため、2025 年までに社会人となる次なる世代への福祉観や福祉の仕事に向けた啓発として、小学生から高校生まで、それぞれの学校教育（カリキュラム）のなかにもどう組み入れていくかについても、社会福祉法人・施設と連携し、プログラムを作っていくなどの検討も必要と感じるとともに、私立高校に対しても啓発の機会を得られる方策を講じていただきたい。</p> <p>（参考・生徒数：公立高校 13 万人、私立高校 6 万 9 千人）</p> <p>② 福祉人材の離職の一つに、身体の不調が原因として挙げられている。人材定着のための労働環境の改善も課題と感じており、利用者の ADL 動作・自立や、職員の介助負担の軽減として、適切な福祉用具を活用することで、労働環境の改善につながっていく可能性もあることから、福祉用具やアシストスーツなどの積極的な活用の促進も図っていただきたい。</p>	提言 I
	経営者部 会	2	○「福祉」について地域の住 民へどのように理解をし	○例えば障害分野においては、施設コンプレクト等、住民主体とは言いながらも、	提言 I

主体番号	部会・協議会・連絡会等	項目番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部との関連
	((福)秦野なでしこ会)		てもらうかを検討すること。	理解が不足している状態である。市民向けの集会等もあるが、耳を傾ける方は少ない。 ○人材の育成、確保について、福祉従事者の不安定な雇用状況は常態化している。	
2	児童福祉施設協議会	3	○児童養護施設等職員の人材育成を充実すること。	児童養護施設等の職員研修については、国や都道府県・指定都市等単位の地域レベルや団体(委託含む)、そして個々の施設が行うものと、大きく3つに分かれる状況となっている。施設側としては施設職員に求められる専門性を発揮していくために、職員の階層別や職種などを年間の研修受講スケジュールに照らし合わせ、適時参加をしている状況にある。 そのような中、国では、29年度に民間児童養護施設等の職員等の人材確保と育成を図るためのキャリアアップの仕組みを構築し、処遇改善を実施することとして、一定の職員の研修の受講を位置付け、加算とする旨の方針が出されている。	提言Ⅰ
3	母子生活支援施設協議会	4	○広域入所対応における標準的事務手続等を整備すること。	平成29年3月より、横浜市内の母子生活支援施設が自治体と直接調整することになった。他市より広域入所依頼の際、他市と横浜市の事務的手続きと施設入所に関する支援方針の異なりに戸惑いを感じた。広域入所は必要な対応であるため、自治体間の共通認識の高まりを求める。	提言Ⅲ
		5	○改正児童福祉法の施行を踏まえての母子生活支援施設協議会における特定妊婦等への支援を提供するモデル事業の充実を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急一時保護事業での受け入れとなるため、アセスメント保護事業の強化と共有の中で、関係機関が相互に適切な対応方針を立てることが必要不可欠である。</li> <li>妊娠から出産までの専門的知識の研修を受ける体制・施設スタッフが外部の専門的知識に基づく相談や助言が必要に応じて即座に答えられる体制も必要である。</li> <li>母子生活支援施設の職員定員数の中での特定妊婦支援事業には職員の負担も大きい。常勤または非常勤職員の加配があれば、より充実した支援が展開できる。</li> <li>入所中のモニタリングと見極めの最低ライン等、どこの施設も同じ支援ができるマニュアル作成が必要である。</li> <li>宿直勤務体制の中での母子生活支援施設での特定妊婦支援への限界も生じるため、入所前の支援への見極めも明確に示しておかないと、施設内での死亡事故も起きかねない。(著しく療養困難な親)</li> </ul>	提言Ⅳ
4	保育協議会	6	○神奈川県独自の保育士資格の資格証の通知方法等を見直すこと。	年2回実施される全国共通の保育士試験に加え、神奈川県独自の保育士試験として年3回に増やしたことは評価できるが、保育士資格証の発送の遅れから、市町村によっては4月1日時点では無資格になり配置基準を下回ってしまう。	提言Ⅰ

主体番号	部会・協議会・連絡会等	項目番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部との関連
		7	○保育エキスパート制度の参加条件等の整備を図ること。	<p>保育エキスパート制度（※）において、年 60 時間以上の研修を受けることが義務付けられ、保育士配置がぎりぎりの保育所では研修に参加させることが難しい。県の考える保育エキスパート等養成事業に十分の理解を示す上で、国より伝えられたキャリアパス制度が事前にクリアできることを最低条件としていただきたい。</p> <p>（※）一定の技能・経験を有し、特定分野（虐待、障害など）の研修を修了した保育士。保育現場で若手保育士へ指導・助言を行い、保育の質の向上を図る。</p> <p>（※）平成 29 年度神奈川県保育エキスパート等養成事業：一定の経験を積んだ保育士等を対象に、アレルギー、虐待、乳児保育など各分野のスペシャリスト（保育エキスパート）等を養成し、保育の質の向上と就業継続の支援を図る。</p>	提言Ⅰ
5	老人福祉施設協議会	8	○介護報酬の増額及び人件費割合の見直しを行うこと。	<p>県内特養のうち、約 3 割は赤字経営です。居住形態別では、特に「従来型」の赤字幅が深刻であり、「ユニット型」でさえも借入金返済のため経営に苦慮しています。特に人件費の占める割合は 64.31%（委託費率を含めると 70.75%）と非常に高く、現行報酬における人件費割合「45%」から大きく乖離しています。利用者の重度化が進む中、厳しい人員体制で施設運営を強いられているにもかかわらず、事業者では人件費差額分が大きな負担となり、職員の処遇改善に向けた取り組みをも阻んでいます。</p>	提言Ⅰ
		9	○介護保険制度における地域区分の設定方法及び上乗せ割合の見直しを行うこと。	<p>介護職員の本給は県全域においてほぼ横並びで、地域区分（上乗せ割合）による割増は、本県の実態に見合っておりません。介護人材の確保・定着に向け、県内の特養は全国的にも高水準の本給を維持していますが、地域係数の低い地域の経営状況は特に厳しく、東京都を除く近隣県よりも高い本県の最低賃金も相まって、専門性を有する施設職員の確保を財政面でも一層難しくしています。全国都道府県に比べ、本県では、75 歳以上の後期高齢者とひとり暮らし高齢者の急増が見込まれています。介護報酬に一定割合を上乗せする地域区分は、事業者が受ける介護報酬全体に大きく影響するものであり、県都市町村（政令市除く）の収支差率「6 級地：-0.33%」「7 級地・その他：-6.90%」という数字に如実に示されています。</p>	提言Ⅰ
		10	○「介護離職ゼロ」を支える人材確保策・福祉教育を推進すること。	<p>内閣府「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年 6 月）では、一億総活躍社会に向けた、いわゆる「第三の矢」として介護離職ゼロの実現を目指し、「働き方</p>	提言Ⅰ

主体番号	部会・協議会・連絡会等	項目番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部との関連
				<p>や教育の仕組みを変え、日本の将来を担う世代、支援を必要とする人を社会が支え、社会参加・社会貢献を拡大する」との方向性が示されました。一方、介護離職ゼロを支える介護現場の実態として、昨年12月の有効求人倍率は3.36倍と全職種平均1.36倍を大きく上回っており、介護福祉士等養成校入学者の定員割れや養成課程の閉鎖なども相次いでいます。</p> <p>また、介護職員処遇改善加算が拡充されましたが、直接処遇職員のみを対象とする要件は見直されていません。</p> <p>より多くの若者が介護の仕事に関心を持ち、専門職として明るくたくましい未来を描いていくためには、共生社会の実現に向けたメッセージを伝えていく必要があります。</p>	
		11	○特別養護老人ホームに関する地域包括ケアシステムの中核としての位置づけを明確にすること。	<p>特別養護老人ホームでは、社会福祉法人の公益性・公共性を生かした生活困窮者や低所得者支援、虐待対応など、制度の狭間にある方やきめ細かな関わりが必要な世帯を積極的に支援しています。このような地域拠点には、近隣住民との関係づくりが重要であり、高い公益性と安定性、継続性が求められます。</p>	提言Ⅱ
		12	○高齢者向け施設・住宅整備方針を見直すこと。	<p>特養の経営難の背景には、入所対象待機者の減少と短期入所利用率の低迷があります。定員別収支差額率では「51～80名」が苦戦しており、短期入所利用率は80%を下回るなど、社会資源が有効活用されていません。高齢者向け施設の不足による入所待ちが言われていますが、横浜圏域を除き、実待機者数は減少しており、入所待ちに至る背景は施設整備数に限った問題ではありません。</p>	提言Ⅱ
6	障害福祉施設協議会	13	○障害福祉人材の確保・定着・育成を図ること。	<p>ア) 人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援のための法整備が進む一方、支援現場は慢性的な人材不足にある。法人・施設単位で募集をかけても応募がなく、求人にかかる年間費用ばかりかさんでいる。常勤職員の希望者が集まらず臨時・非常勤採用となってしまう、学生アルバイトで当座をしのぐといった状況にあり、対応困難事例に対しても専門的スキルのない非常勤職員がかかわらざるを得ず、結果として対応しきれしていない。</li> <li>・現場の従事者不足から、職員を研修会に参加させることができず、計画相談の連携を強化していくことも難しい。日中一時支援や短期入所など地域の支援ニーズを把握していても、施設入所者の支援に手いっぱいに対応しきれない状態にある。</li> </ul>	提言Ⅰ

主体 番号	部会・協議 会・連絡会 等	項目 番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部と の関連
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉人材が枯渇している原因のひとつは、インテグレーション統合の不足と考える。地域福祉は時代の趨勢である。特に知的障害者の基本的人権の尊重は早期教育・交流の機会が必要。</li> <li>・障害福祉の未来を支える若い世代が、将来を見据えた職員の暮らしをより具体的な仕組みとして取り組む必要がある。</li> </ul> <p>イ) 処遇改善加算の対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処遇改善加算は、サービス提供責任者や相談員などには適応されないため、経験・研鑽を積み、介助現場を離れてキャリアアップするはずの職員給与が下がってしまうことがある。福祉現場は、直接介助（介護）にあたる職員だけではなく、相談員・送迎担当者・調理師・栄養士・医療職をはじめ、支援現場の下支えとなる事務員・用務員、人材の定着・育成を進める管理者・経営者など、様々な従事者の連携によって成り立っている。直接介助職員に限った加算制度は、キャリアアップと給与体制の矛盾につながり、特に若い世代は将来への希望が持てずにいる。</li> <li>・平成 28 年度、年間の処遇改善加算が支給される事で、直接介護職が上位職より給料が逆転してしまったケースが出ている。その為不平が募り退職しないようにする為、加算を受け取らない職員にも同額あるいは増額して調整しなければならなかった。その為人件費が大きくアップし、経営を圧迫している。加算の使い方を施設側に任せてほしい。</li> <li>・処遇改善加算が直接介護職だけに限定されている事で、資格を取ってキャリアアップをしたいと思います職員が減少。相談員や役職者になると、給料が下がってしまうから、今のままでと思う人が増えている。これは逆に質を下げる結果となる。加算の使い方を、研修費や相談業務の職員にも振り分けられるように施設側に一任してほしい（業務差別を拡大する結果を生んでいるのが現状）。</li> </ul> <p>ウ) 退職手当共済制度の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年度から、障害者総合支援法関係の施設・事業に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成が廃止された。介護関連施設・事業において公費助成が廃止されていること、他の経営主体とのイコールフットィングの観点等からの制度見直しであるが、給与等の待遇面での違いから必要な職員の確保や資質の高い職員の定着化が図られ</li> </ul>	

主体 番号	部会・協議 会・連絡会 等	項目 番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部と の関連
				<p>にくいといった施設運営の状況は、同制度の創設当時から変わっていない。職員のモチベーションの面からも施設内で異なる雇用体制をとることは避けたいが、全額法人負担（現在の3倍額）とする場合、この先、数年は持ちこたえたとしても将来的には大きな負担となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉の未来を支える若い世代を獲得していくためにも、将来を見据えた職員の暮らしを支える仕組み、定年まで安心して働き続けられる職員待遇を整えていく必要がある。</li> </ul>	
		14	○市町村間に格差のない障害福祉サービスを確保すること。	<p>ア) 障害者地域生活サポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者地域生活サポート事業のうち、重度重複障害者個別支援・行動障害者支援・医療的ケア支援・遷延性意識障害の事業は、県域の一部の市町村では通所施設のみの実施だったが、横浜市・川崎市においては入所施設も対象として実施しているなど県内においてもサービス内容に差異があり、当事者間の不公平が否めなかった。</li> <li>・県事業の一環として行われていた本事業だが、平成26年度からは交付金化され「地域の実情に応じて行う」ものとされている。利用希望者の多少にかかわらず身近な地域で必要なサービスが受けられるよう基盤整備を進めるためには、市町村によるさらなる自主財源の投入が必要となるが、厳しい行財政の状況下での見通しは厳しく、市町村間でサービス内容にますます差が広がることも懸念される。</li> </ul> <p>イ) 障害者グループホーム等運営費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期神奈川県障害福祉計画では、平成29年度の成果目標として、福祉施設・病院からの地域生活移行に向け入所者・在院者の削減目標を設定し、併せて地域における重要な住まいの場である障害者グループホームの必要量について、平成25年度利用実績の約1.3倍(約8,500人分)を見込んでいる。</li> <li>・一方、障害者グループホームの家賃補助は、市町村独自の実施となっており、市町村間の格差が生じている。県の「グループホーム等居住支援事業費」についても、平成26年度からごく一部の市町村を除き交付金化されたことで、格差がますます広がることが懸念される。</li> </ul>	提言Ⅱ

主体 番号	部会・協議 会・連絡会 等	項目 番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部と の関連
		15	○障害児の地域生活移行に向けた取り組みを推進すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児入所施設は、児童福祉法の改正により「福祉型」「医療型」に再編されるとともに、在園期間延長措置の見直しが行われ、原則 18 歳までの入所と期限が明示された。この見直しに基づき、障害児施設で生活する 18 歳以上の障害のある方は障害福祉サービス等に移行しなくてはならない。</li> <li>・以降期限の延長など見直されているが、現状では障害者支援施設の入所待機者が多いために、特別支援学校の高等部卒業後、引き続き社会的養護が必要な利用者の障害者支援施設へのスムーズな移行を難しくしている。</li> <li>・家庭での暮らしが困難になられた方、被虐待の緊急受け入れ、災害時の緊急避難、宿泊体験、レスパイトなど、入所施設は地域生活を支えるセーフティーネットとして大変重要な役割を担っており、日常的に短期入所のニーズが高いことも、このことを示している。</li> <li>・また、重度重複障害児については、地域生活移行にあたり、住まいや利用するサービス事業所のハード面の改善、支援のための専門知識・経験などソフト面の両方を整えていく必要がある。</li> </ul>	提言Ⅱ
		16	○高齢障害者支援の推進を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度上、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合、介護保険サービスの利用が優先されることとなっているが、施設入所者の場合、障害福祉施設が介護保険適用除外施設となっているため要介護認定を受けられず、親族宅への一時帰宅の際など地域の介護サービスを利用できない。障害福祉制度と介護保険制度の利用負担上限額が異なるために新たな利用者負担（1割負担）が生じることや、介護サービスに移行しても介護保険事業所の雰囲気やプログラムに馴染めず利用を中断してしまう人もいること等、課題が明らかになっている。</li> <li>・また、高齢化・重度化が進む障害福祉分野において、介護保険制度でいう「看取り加算」や入退院を想定した支援体制の整備など、高齢期を支える仕組みづくりが遅れている。特に小規模事業所では、体制や経験上の課題等から介護を必要とする人の支援が難しい。</li> <li>・障害者総合支援法の改正に向け、一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）できる仕組みづくりや、障害福祉事業所が介護保険事業所になりやすくするための見直し等が検討</li> </ul>	提言Ⅲ

主体 番号	部会・協議 会・連絡会 等	項目 番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部と の関連
				<p>されているが、依然として介護保険制度優先の論調に変わらない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人の生活歴を踏まえながら、その人らしい老いを支え、暮らしの質を高めていくには、福祉施設支援の在り方を含め、新たな高齢障害者支援の仕組みづくりが必要である。</li> <li>・障害福祉サービス利用者が65歳以上になった場合も、住み慣れた環境において安心して暮らし続けられるよう、本人の希望に沿い障害程度や状況に必要な障害福祉サービスを円滑に利用できる仕組みとすべきであり、過度な利用者負担が生じない適切な対応策の検討を図られたい。</li> </ul>	
		17	○次期報酬改定改案における現行加算を維持すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事提供体制加算等の経過措置について 収入の限られた方にとって、食事提供にかかる費用の全額負担を求めることは、食事だけでなくサービス利用そのものを控えることにつながる危険性があり、他の福祉サービスに繋がりにくくなるなど、問題が広がりかねない。</li> <li>・送迎加算について 次期改案に向けて見直しの話題もあるが、障害のある方々の送迎は、個別的ケアや複数の職員による対応が求められる。現行では、区分5・6等の重度者が6割以上であることが加算要件だが、利用者の支援の量や必要度が非常に高い、ストレッチャー・電動車いす・車いす利用者が1人以上の場合は加算の対象になるよう見直してほしい。</li> <li>・地域区分の見直しについて 市区村ごとに地域区分が設定され、級地加算が施設運営に大きな影響を及ぼしている。地域格差が拡大しないよう、最低賃金に合わせて都道府県単位で設定するよう、地域の実情にあった見直ししてほしい。</li> </ul>	提言Ⅱ
7	社会就労 センター 協議会	18	○福祉従事者を確保するための施策の拡充を図ること。	<p>求人をしていても応募がない（特に新卒の確保は難しい）。</p> <p>人権侵害事件等が多発して社会的なイメージが良くない中、変則勤務や夜勤等時間的に労働条件も厳しいため、学生本人はもとより学生の親御さん達にも福祉職のイメージは不評であると聞く。社会福祉法人改革でいろいろな意味で福祉業界が着目される中、福祉事業が国民一人一人の近い将来に関連する重要なものであるということとその担い手である職員一人一人が、誇りを持って継続的に従事するためには、その業務内容に見合った報酬でなければならないと思われる。</p>	提言Ⅰ



主体 番号	部会・協議 会・連絡会 等	項目 番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部と の関連
				また、そうでないと福祉に従事する人は減少の一途をたどり、将来的には、国民全体が路頭に迷うことにもつながる。それを国が率先してアピールしていただきたい。	
		19	○地域生活支援事業の着実な推進と障害福祉サービスを確保（社会資源の充実）すること。	<p>障害者の地域生活における課題は、その障害程度における身の回りの援助、移動、通院、買い物等の多岐にわたる支援が必要となってくるため、状況によっては、入所施設以上に個別に対応できる細やかさと不測の事態にも融通のきく支援体制が必要となるが、現状は、制度によるサービスのみでは賄いきれない状況にある。</p> <p>個々が地域生活に求める内容を実現するためには、サービス支給量等の制限の見直しや地域資源の開拓や活用方法の見直し等も必要と思われる。</p> <p>時として対象者のみならず、家族支援も必要となる事例が、今後ますます増えてくるものと思われる。</p> <p>障害者の地域生活を推し進める中で、時には反社会的行為により地域に対して影響を及ぼすこともあるので、支援体制の拡充は欠かせない。</p>	提言Ⅱ
		20	○障害者優先調達推進法についての周知、並びに共同受注窓口組織の構築により、工賃向上施策の充実を図ること。	<p>障害者優先調達推進法による調達実績は、増加傾向であるが、調達方針未策定の町もある。また、市町村によっては、調達件数が伸びているとは言い難い状況であるため、県から市町村に対して更なる周知が必要である。</p> <p>共同受注窓口組織については、県下の社会就労センター事業所により組織を開設し、営業に努めているが企業をはじめ、一般並び福祉事業所においても認識、周知は十分とは言えない。</p> <p>市町村において、直接福祉事業所へ発注する場合も多く、情報がいきわたらず事業所間の受注状況に不公平感や偏りが生じている。</p>	提言Ⅱ
		21	○就労移行準備体制加算（Ⅰ）における要件の緩和を行うこと。	<p>施設外支援の実施については、1週間毎の支援計画を作成し、計画に基づく支援を提供している。集中支援期における職場内での定着支援はその後の定着に重要であり、更に訪問による支援は欠かせない状況にあるが、現状の加算要件である同一企業等における1回の施設外支援が1月を超えない期間では不足していると言わざるを得ない。</p>	提言Ⅱ
		22	○目標工賃達成加算の要件見直しを行うこと。	<p>達成できないかもしれないが、高い目標値を掲げて、それに向かって努力する姿勢が重要だと考えるが、現状の加算要件を鑑みて、工賃向上計画の策定時に工賃目標達成できる工賃額に設定せざるを得ない状況に繋がっている。</p>	提言Ⅱ

主体番号	部会・協議会・連絡会等	項目番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部との関連
8	福祉医療施設協議会	23	○看護師の慢性不足を解消するための看護師確保対策、職場環境等の改善に向けた取り組みを引き続き実施すること。	<p>団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向け、慢性期医療や介護のニーズが飛躍的に高まると予想され、医療・介護連携の重要性がこれまで以上に高くなる。それを進める手法の一つとして、地域包括ケアの中に、市町村における地域支援事業の中に在宅医療・介護連携推進事業が位置付けられているが、現状では地域格差が課題となっている。</p> <p>そのような取り組みが進む中、無料低額診療施設における診療対象は、「低所得者」「要保護者」「ホームレス」「DV被害者」などの生計困難者であることを厚生労働省が説明しており、これらの方々への支援も視野に入れた地域包括ケアを進めるには、様々な多職種・専門職間の連携による地域での支援が必要である。特に生計困難者は、社会福祉の諸問題から生じていることもあり、要支援者が地域で安全、安心して暮らすためには、医療福祉施設の役割が重要であると認識している。</p> <p>一方、地域包括ケアにおける訪問看護師と退院調整看護師、そして退院指導を行う病棟看護師などが大きな役割を担うこととなるが、看護師不足は現段階でも慢性的な不足が課題となっている。そのため、看護協会が取り組んでいる「とどけるん」のさらなる積極的な活用や潜在看護師への利用の促進を図っていただくとともに、社会に向けて、超高齢社会が進展するなかで、看護師が暮らしを支える役割もあることを伝えていただく機会を構築していただきたい。</p>	提言Ⅰ
9	更生福祉施設協議会	24	○婦人保護施設職員種別配置基準の見直しを行うこと。	<p>現在の配置基準は以下の通り大変厳しく、利用者の課題に対応できない。 （施設定員） 50人以下 指導員2名 51～100人 主任指導員1名、指導員1名</p>	提言Ⅳ
		25	○生活困窮者支援を含む地域貢献について、何かやりたくても手を出しづらい法人（特に一法人一施設に多いと感じる）への社協による支援に取り組むこと。	<p>生活困窮者就労訓練事業の認定を受け、通所事業部門を開放し支援を始めたが、通所してくる困窮者以上にその家族や周辺に問題があることが多く、手を差し伸べにくい現状があること。</p>	提言Ⅲ
		26	○刑務所出所者等に対する福祉支援体制を整備すること。	<p>福祉施設は障害者をサポートする支援体制はあるものの、刑務所出所者等の福祉支援になると拒否的な対応をする施設（医療面も同様）が多く、刑務所出所者等の受け皿確保に繋がっていない現状がある。</p>	提言Ⅲ
		27	○婦人保護施設入所中における修学児童への学習権を保障すること。	<p>同伴の学齢児の利用期間は1～2か月と短い。全国的にも施設より通学している事例は少なく、通学している場合は施設個</p>	提言Ⅲ

主体番号	部会・協議会・連絡会等	項目番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部との関連
				別に教育委員会等と折衝が必要。折衝して通学可能となる保障はない。	
10	地域生活施設協議会	28	○社会福祉施設が地域社会に開かれた相談支援の受け入れを担い、対処する福祉機関の地域連携の強化、自助互助の地域共生の街づくりへの参画を促す制度を整備すること。	福祉の支援課題はまだ課題別で、支援という一方通行のサービス提供がされていて、ぎりぎりまでサービスを使わないことが自立のイメージとして肯定的に表現されている。しかし多くの人々は、重層的な困難を抱えながら、孤立感をもちつつぎりぎりの生活をしている人は少ない。社会の中で、支え—支えられる共生関係が崩れ、福祉の業は、ともしればそうした共生の関係性を育てる働きとは逆な機能を果たしている。子どもも大人も高齢者も、困難の糸でがんじがらめになる前に、弱音を吐いたり、立ち止まったり、慰められたり、本当に困った時に「助けて！」って言える居場所が必要とされている。	提言Ⅲ
11	介護老人保健施設協議会	29	○サービスの質の向上や事故防止等の観点から、介護職員の確保の仕組みを整備すること。	<p>&lt;基本給改善の仕組み&gt;</p> <p>処遇改善加算によって介護職は給与の増加には貢献していると思うが、根本的な解決ではないと思う。加算であるため基本給に反映させることは難しく、一時金や調整金での支払いが主流となっていると思われます。この仕組みは本体報酬に組み込んで不安定さをなくさない限り実質的に給与の上昇という感覚はないと思われる。</p> <p>1～2万円の給与アップという報道だけが独り歩きしているように思われる。更に言えば介護職だけではなく看護職、一般職も通常より低く抑えられていることも理解してほしい。</p> <p>&lt;勤務体制&gt;</p> <p>介護職員が少ないと夜勤回数が多くなり、疲労が多い他、夜勤の前後が休みとなり、日勤体制が手薄になり入所者サービスの質が低下、また、事故が起こりやすくなる。</p> <p>&lt;人材派遣会社&gt;</p> <p>県内各施設に共通している人材派遣会社が高額な幹旋料をとり（年俸の3～4割）、また幹旋された介護員がほとんど半年以内に退職する。</p>	提言Ⅰ
		30	○医療行為等の同意に対応するため、身元保証人を確保すること。	後見人制度だと限界があり、入院した場合の医療行為の同意や延命についての同意などに対応できない。	提言Ⅱ
		31	○高齢者の在宅での生活を支援するためのサービスを強化すること。	地域包括支援システムにより、これまでの24時間体制の入所施設での介護から、在宅復帰して自宅を中心に地域で支えていく介護へと移行していこうとしていますが、昨今の地域住民のかかわりが希薄している中で、地域で要介護状態の方やご家族を気にかけてましようというのは実態に	提言Ⅲ

主体番号	部会・協議会・連絡会等	項目番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部との関連
				則しているのか。また、在宅での要介護者に対する 24 時間体制のサービスの充実は実現可能か。	
		32	○老人介護に対して医療者との連携が困難であり、体制整備を図ること。	介護老人保健施設には常勤の医師が1名配置されているが、夜間や休日など医師が不在の際に入所者が急変した場合などに、対応が遅いと症状が重くなることがある。老健に医療機関が併設していない場合には、協力機関として 20 分以内で搬送できる医療機関と提携しているが迅速な対応ができないことが懸念される。	提言Ⅲ
12	民生委員 児童委員 部会	33	○福祉の現場に携わる人材の一定水準を確保すること。	①民生委員児童委員活動に必要な個人情報提供の有無が関係機関・団体によって異なるという声が民生委員児童委員よりあがっている。 ②民生委員児童委員だけに限らず、住民に対しても関係機関・団体により対応に差が生じているのではと考えられる。	提言Ⅰ 提言Ⅲ
		34	○必要な情報を必要な住民につなげる仕組みづくりを構築すること。	民生委員児童委員が個別訪問をする中で、各種手当やサービスの対象者であるにも関わらずその情報を知らず生活している方がいるという声があがっている。	提言Ⅲ
13	市町村社協部会	35	○福祉・介護人材確保対策等の推進を図ること。	「市民後見人」の育成を図るため、市民後見人養成研修及び体制整備を実施。（市社協へ委託）（綾瀬市社協）	提言Ⅰ
		36	○地域生活移行支援、支え合いの地域づくりを推進すること。	・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置への補助（相模原市社協） ・横須賀高齢者保健福祉計画（第7期介護保険事業計画を含む）等の策定を進めている。また、健康部地域医療推進課において、地域における医療・介護の連携を推進するための在宅療養連携会議を開催、さらに、福祉部高齢福祉課（地域力推進係）における高齢者生活支援体制整備推進会議（第一層協議体・第二層協議体）による協議、地域ケア会議の開催、また障害福祉の分野においても障害とくらしの支援協議会（自立支援協議会）が開催されている。しかし、横断的な協議等は進められていない（横須賀市社協） ・地域福祉の所管課においては、地域福祉計画に位置付けた「コーディネーター配置事業」により、身近な圏域での専門職（市社協、福祉相談室）と住民の連携による地域課題の把握・共有や解決に取り組む体制づくりを目指している（茅ヶ崎市社協） ・地域包括ケアシステムの構築に向けた動きの中、茅ヶ崎市としては先に活動を始めている上記の取り組みを含め、関連施策（関係課）間での整合を図りながらの体制整備が検討課題となっている（茅ヶ崎市社協）	提言Ⅱ 提言Ⅲ

主体番号	部会・協議会・連絡会等	項目番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部との関連
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の自立相談支援事業により、相談者の自立解決に向けて各分野と連携を図り支援に取り組んでいる（厚木市社協）</li> <li>・相談者の課題が多方面に渡る場合が多く、解決には相当な期間がかかってしまう（厚木市社協）</li> <li>・「生活支援体制整備事業」推進のため、体制整備を実施。（市社協へ委託）（綾瀬市社協）</li> <li>・平成 29 年 3 月に、町を主体として地域の生活支援体制整備を目的とした協議体が発足した。また、平成 29 年度より社協に生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域住民の健康増進や情報共有を目的とした「地域の通いの場」事業を開始した（二宮町社協）</li> </ul>	
14	神奈川県障害者地域作業所連絡協議会	37	○地域力体制（心の居場所）を構築すること。	<p>現在現場では、障害者・家族の高齢化に伴い老障介護の課題が起きている。介護保険事業者との連携が必要不可欠であるが、連携するにあたって多くの事業所がかかわる中では、混乱がおきていることが報告されている。特に認知症初期の家族の方の対応は、一見するとわかっているように見えて関係者の統一が図れていない。誰がキーパーソンになるのかは、一概に高齢者だからケアマネが中心ではなく、長い間家族をみていた小規模な事業所が中心になることを必要ではないかと考える。困り感を実感している所が中心になって支援の構築をしていく必要を痛感している。</p> <p>相談支援事業所も計画相談に追われ、専門機関につなぐ役割が希薄になっていることにも危機感を感じる。地域共生型ケアシステムの構築は、非常にソフトな事業であるが故に、中心となる人がいかに柔軟な発想をするかにかかってくると考えるが、これに対応できる人材が育っていないのが現状。</p> <p>また、障害福祉サービス事業に移行したことによって、事業に追われ、地域との関係が希薄になっていることに憂慮している。（サービスを活用することに終始している）</p>	提言Ⅱ
		38	○地域の居場所支援と関係機関等のネットワーク支援等を図ること。		提言Ⅱ 提言Ⅳ
		39	○高齢障害者の地域生活と障害者の理解を促進すること。		<p>○高齢に関わらず障害区分の高い方の地域生活の暮らしの場としてグループホームを希望する方が多いが、現状のグループホームの支援策（単価）では受け入れられるホーム（法人）は少なく、関係者が自ら費用・労力をつかい設置を進めている。人材不足の現状ではホームの増加が見込めない状況である。</p> <p>○高齢障害者はその家族も支援が必要だが、介護事業所の人材不足、人材の流入</p>

主体番号	部会・協議会・連絡会等	項目番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部との関連
				の激しさ等により人材不足からもまた障害関係者、包括支援センター等とのネットワークを形成するまでに至っていない。障害関係者、包括支援センター等も互いの制度の理解不足もある。	
		40	○障害区分の高い者のはたらく（生きがい）支援の充実を図ること。	西湘地域では、その場も限られている。	提言Ⅱ
15	神奈川県手をつなぐ育成会	41	○職員給与の見直しを図ること。	男性職員の寿退職（福祉職で家庭を持つのは難しいので、結婚を機に退職する）問題。	提言Ⅰ
		42	○事務書類のスリム化を図ること。	障害者総合支援法になって、サービスを受ける側だけでなく支援職員にとっても雑用が増えたように思える。良い支援者がPC等の書類処理もうまくこなせるとは限らない。	提言Ⅰ
		43	○社協は権利擁護関連に特化した事業を統括する役割を担うこと。	医療モデル的に軽度といわれる知的障害者にとっても、社会生活上の困難さは重度の人と変わらない。例えば、年金・税金・健康保険等の公的手続きを一人で処理できる人はまれである。福祉サービス利用も含め、それらを支援する人材（専門性があり、かつ人物的に安心できる人）が地域に多くいなければ、地域生活は家族（特に親）の負担にお任せになってしまい、高齢福祉と同様、介護の社会化が後退する。	提言Ⅱ
		44	○日常生活支援事業をもっと地域生活する当事者にとって利用しやすく整備すること。		提言Ⅱ
16	神奈川県重症心身障害児（者）を守る会	45	○障害の有無により分け隔てられることなく、健常者と障害者がともにそれぞれの人格と尊厳を尊重し合い、ともに支え、支えられていく真の共生社会を実現すること。	障害者総合支援法及び児童福祉法の3年後の見直し規定を踏まえた改正法案が成立した。重障児を主な対象とした居宅訪問による児童発達支援事業サービスの創設や医療的ケアを要する支援の拡充など新たな取り組みが始まる。 また、平成24年の法改正による重障児施設に入所する重症心身障害者に関する特例措置については、この度、恒久的な制度となり、長年主張してきた「児者一貫」が認められた。今後はこの制度がより良い方向に進んでいくことを願う。	提言Ⅲ
17	日本てんかん協会神奈川県支部	46	○障がい福祉職員の待遇改善を図ること。 ○関係団体との連携等により大災害時の薬の確保に取り組むこと。	①常勤職員は疲弊し、非常勤職員が頻繁に変わり、安定したサポートが難しい。 ②薬情報をテロップで流してくれるようメディア関係者や関係団体と事前協議、相談。 ③社会的弱者の存在をより身近に受容し共存する経験を重ねていくことが大事である。	提言Ⅰ
		47	○地域の民生委員児童委員、自治会の存在と役割について理解普及を図ること。	困った時の地域における連絡先が必ずしも内容によって明確でない。	提言Ⅱ
		48	○津久井やまゆり園事件を県民全体で持続的に考え	20年後、30年後の施設がどうあってほしいか、行動計画（ビジョン）策定が必要。	提言Ⅱ

主体番号	部会・協議会・連絡会等	項目番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部との関連
			ていくこと。被害者の親も高齢で津久井から港南区のひばり学園まで車送迎は難しいと悩んでおり、移動支援利用、独自のバスつくる等対応を検討すること。	また、指定管理の施策を市民に開かれたものに明確化していく必要もある。	
18	本会（政策提言委員）	49	○公設福祉施設について、民間移譲後も県に施設の設置責任があることを明示すること。	公設福祉施設を大規模修繕を施した後などに民間に移譲すると、先駆的な実践事業の試験的実践場所がなくなる危惧がある。県に施設の設置責任があること、津久井やまゆり園のような二度とあってはならない事件が発生した場合でも、県は全面的に責任を持つことをはっきり明示してほしい。	提言Ⅱ
		50	○インクルージブ教育実践推進校に肢体不自由児校を加えて推進を図ること。	知的障害のある生徒を対象に2017年からスタートした。2027年度まで推進校を20校設置する構想実現のため、進学希望のある肢体不自由の生徒にも門戸を開き、モデル校を決めて実践してほしい。	提言Ⅱ
		51	○津久井やまゆり園事件から道徳教育、福祉教育、いのちの授業等の抜本的な見直しを図ること。	津久井やまゆり園の事件を踏まえ、一人ひとりが違ってもよいことを認め合う取り組みを図る必要がある。	提言Ⅱ
		52	○子ども用車いす、バギーを使用している方々等、ヘルプマークの対象について導入を配慮すること。	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方等を対象とし、東京都が作成、神奈川県でも都と連携のうえ平成29年3月からこのマークを導入している。	提言Ⅱ
19	本会（政策提言委員）	53	○福祉サービスの質と職員のやりがいを持続させるための、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取り組みを充実すること。	○福祉・介護分野における人材不足は深刻化しており、特に、保育分野においては2017年度末までに約9万人の確保、介護分野においては2020年度までに約25万人を増員するとし、様々な施策が講じられている。また、保育・介護分野以外の福祉分野においても、サービス利用の増加や多様化による人材不足は必至であることから、人材確保に向けた取り組みは今後さらに強化推進されていくことが予想される。 ○「ニッポン一億総活躍プラン」や「女性活躍推進法」により、今後高齢者や女性の就労促進がさらに図られる。また、「健康・医療戦略」における医療・介護現場のICT化の推進など、人材不足を補うための多様な人材の参入、ICT化が進められている。 ○外国人労働者の受け入れに関しては、持続可能な経済成長をめざし、高度人材認定要件の緩和、オリンピック・パラリンピック開催準備と震災復興に向けた建設・造船分野の外国人労働者の時限的受け	提言Ⅰ

主体 番号	部会・協議 会・連絡会 等	項目 番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部と の関連
				<p>入れ、国家戦略特区における外国人家事労働者の受け入れ、製造業外国人従事者受入事業の開始、技能実習制度の拡大などが進められている（宿泊、飲食、警備などのサービス産業や農業分野における受け入れについても可能とする法案については現在審議中）。福祉分野においても、留学生の活躍を目指した在留資格「介護」の創設により、介護人材不足の解消と質の高い介護に対する要請に応えられる体制を整える動きがあるほか、経済連携協定（EPA）に基づいて、フィリピン、ベトナム、インドネシアの3国から来日した外国人介護福祉士による訪問介護が、2017年度からの解禁に向け準備が進められている。（労働力確保に関する特命委員会（自民党）、国家戦略特区（内閣府）、外国人介護人材の受け入れの在り方に関する検討会（厚労省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人材不足は全産業に渡っており、労働人口の減少により今後さらに悪化することが予想される。社会的責任を担う福祉の現場はその生い立ちから収益面においても処遇面においても他産業と比べ低い水準にならざるを得ない状況にある。また、利用者の多くは社会的援護を必要とする方々であるが故に、職員の多くは自身の処遇よりも支援という「志」を大切に真摯に仕事に向き合っている。</li> <li>○一方で、介護や保育、障害等徐々にサービスへの転換が図られている分野にあつては、多様な主体の参入や利用者のサービスに対する意識の高揚により、サービスは質・量ともに需要が増してきていることから、職員一人ひとりの求められる役割や業務量が増加していることから、それに見合った処遇を求める声は急速に高まりを見せている。</li> <li>○上記職員の状況と併せ、人材不足を補うための多様な人材の参入促進が今後さらに促進されることを鑑み、「人材確保」と「人材育成」「処遇の向上」を総合的に整備、促進していくための取り組みが求められる。</li> <li>○「人材確保」については、可能な限り早い段階での「志」の醸成と、福祉の仕事への「結びつき」の機会を増やす必要があり、学童・生徒については福祉教育やインターンシップ等による取り組み、未経験者、外国人労働者については、我が国の福祉に対する理解を広げるための学びの機会や職場体験等の取り組みを進める必要があり、教育機関や外国人支</li> </ul>	



主体 番号	部会・協議 会・連絡会 等	項目 番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部と の関連
				<p>援団体等とのさらなる連携を進めて行く必要がある。</p> <p>○現在のEPA（経済連協定）における、外国人（3か国）の受け入れ人数は増加しているものの、施設からの希望が多く、不足する状況になっている。年々、介護福祉士に合格者数も増えていることから、より一層の増員が求められている。</p> <p>○「人材育成」については、多様な人材に対応できるキャリアパス、人事考課制度の構築に向けた支援の強化や運用に向けた取り組みを支援する体制づくりが求められるとともに、特に小規模な施設など研修機会が得られにくい施設に対する代替職員の配置に関する費用面の負担や人材派遣にかかる体制づくりを進めることで、自身の成長ややりがいを意識した研鑽の機会を増やしていく必要がある。</p> <p>○「処遇の向上」については、現在、人材確保施策として講じられている「処遇改善加算」の適用範囲の拡大や弾力的な運用、自治体ごとの格差是正等を図ることで、施設全体で利用者の処遇向上に取り組む意識を高めることにつなげる仕組みとすることが望まれる。また、休日の取得や福利厚生の実施など、労働者を雇用する上で必要な処遇改善の整備に向けた支援や適正な管理体制を整えて行く必要がある。</p> <p>○労働環境の改善という視点においては、負担軽減に向けICTをさらに活用しやすくなるよう、導入支援はもとより、職員理解に向けた研修の実施や利用者・家族の理解を得るための取り組みに対しての支援を行っていく必要がある。（このICT化を含めた介護ロボットの導入等は、次回の介護報酬改定時にも加味される可能性がある。）</p>	
		54	○社会福祉法人の適正な評価と地域公益活動への支援に取り組むこと。	<p>○先の社会福祉法改正では、社会福祉法人の公益性・非営利性を確保する観点から、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、地域貢献に向けた取り組みを進めることが明記された。</p> <p>○今回の改正により、社会福祉法人は地域の実情や喫緊の福祉課題・生活課題に取り組むことで、社会福祉法人の公益性や地域における存在意義を示せるものと期待できる。一方で、社会福祉法人が作成する「社会福祉充実計画」は法人が自主的に判断し作成するものであり、この活用方法がいかに関域福祉を底上げで</p>	提言Ⅰ 提言Ⅲ

主体 番号	部会・協議 会・連絡会 等	項目 番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部と の関連
				<p>きる内容となるかがカギとなり、地域公益事業を行う際に意見聴取を行う「地域協議会」が十分機能できるかが課題となる。</p> <p>○社会福祉協議会にあっては、地域福祉の中核的役割を担う団体として、「地域協議会」が円滑かつ適正に行われ、地域の潜在的ニーズや現在の制度等で対応できない問題を解決することができる取り組みにつながるよう、相談・助言支援を行う体制を整える必要がある。</p> <p>○「社会福祉充実計画」については、法人全体としての「社会福祉充実残額」を受けての計画であるため、法人と運営する施設の所在する地域が異なる場合、その計画の妥当性や効果を適正に検証することが難しくなることが懸念される。監査時における改善策の提示、自主性や自律性を促していくための指導のあり方について整備を進めるとともに、積極的な取り組みを進める法人の積極的な開示、消極的な法人に対する是正を進めることが求められる。</p>	
20	本会（かながわ福祉サービス第三者評価推進機構）	55	○今日の深刻な福祉サービスを担う人材の不足に際し、官民財が連携した取り組みをより一層強化すること。	<p>①福祉サービスを支える人材の慢性的な不足傾向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進機構における専門部会の一つ、障害者グループホーム部会での議論や、推進機構事業の中において、様々な事業所の長や管理者から、「そもそも福祉サービスの現場に人材が集まらない」ことへの嘆きや苦労が度々聞かれる。そうした状況下で、やむを得ず専門性が十分とは言えない方を職員として雇用し、その結果、本人も事業所も「こんなはずではなかった」と悩むケースが起きている。</li> <li>・自ら積極的にサービスの質を高めようという取り組み、すなわち「利用者意向調査」や「自己評価」「第三者評価」等にまで取り組もうとする事業所は、種別によっては5パーセントに満たない状況である。これは、慢性的な人手不足により、費用と時間をかけて将来のサービスを改善するよりも、当面のシフトをこなしたり、利用者の要望に対応することで手一杯という、事業所のやむを得ない事情も背景にある。</li> </ul> <p>②職員の専門性向上のための研修受講支援が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果報告書の中では、多くの事業所に対して、対象・種別を問わず、さらなる職員の専門性向上を期待する記述が多くみられる。</li> <li>・特に一人で勤務することが多い障害者グ</li> </ul>	提言Ⅰ

主体 番号	部会・協議 会・連絡会 等	項目 番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部と の関連
		56	○研修参加の代替要員を確保するための補助・加算等、事業所における研修実施体制を整える、外部研修に参加しやすい体制を整えるなど、事業所を取り巻く環境整備を図ること。	<p>ループホームの世話人は、一般的な入所・通所施設よりも、むしろ高い専門性（倫理観・介護や相談のスキル・緊急時対応等の力量）が必要になることから、入職前・入職後の入念な研修・フォローが重要と指摘されている（障害者グループホーム部会）。</p>	
		57	○県が行うサービス管理責任者の養成研修等についても、事業所が必要数の有資格職員を育成できるよう、年1回ではなく複数回開催すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>しかし、複数の職員を研修に参加させてくても、複数職員が抜けては運営が回らないという事業所の実態に加え、県の行う研修会（サービス管理責任者向け補足研修等）の参加定員が少なく、参加させたい職員全員を受け入れてもらえず、結果的に職員の資格取得等が進まない状況もある。</li> <li>また、サービス管理責任者等の資格要件は実務経験年数など制限が厳しく、職員自身や事業所が計画的に資格取得研修を受講させることが難しく、有資格者の確保が引き続き課題となっている。</li> <li>指定や認可をする行政側にとっても、指定・認可申請の時点では、人員配置など書面上の要件を満たすこと以外に事業所の質を見極める手段がなく、職員の質にまで踏み込むことができないのが現状である。</li> </ul>	提言Ⅰ
		58	○第三者評価をはじめとする福祉サービス事業所の自主的なサービスの質向上の取り組みへの支援を図ること。	<p>①福祉サービス第三者評価そのものへの認識不足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川県内の福祉サービス第三者評価受審事業所数は、全国で3番目に多い件数であるとはいえ、まだ一部の事業所種別に留まっているのが現状である。</li> <li>特に、受審が義務化されている横浜市の保育所、受審すれば補助金が出される川崎市の保育所や、3年に1度の受審が義務付けられている指定管理の施設、公立の施設等を除けば、受審率（※）は2割に満たない種別が大多数である（推進機構11年間の受審データより）。</li> <li>その一方で、実際に第三者評価を受審された事業所からのアンケート（「受審事業所アンケート」）では、受審して「効果があった」「また受審したい」としている事業所がそれぞれ9割前後にのぼり、事業所の業務の振り返りや職員のモチベーションアップに役立っている様子が見て取れる。</li> <li>他方、障害者グループホームなど小規模な事業所にとっては、受審料が負担であるとの声も根強い。</li> <li>受審事業所アンケートの結果では、「どういったルートで受審評価機関を知ったか」という問いに対し、（同一法人内別事</li> </ul>	提言Ⅲ

主体 番号	部会・協議 会・連絡会 等	項目 番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部と の関連
				<p>業所が受審していたから、推進機構開催の事業者説明会で知った、という回答に次いで「行政の周知による」という回答が同率3位となっており、行政による周知や勧告が、第三者評価への強い信頼につながることを読み取れる。</p> <p>②サービスの質を高める取り組みへの意識不足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所によっては、監査や情報公開制度で外部からのチェックは十分足りているとし、事業所自ら積極的にサービスの質を高めようという取り組み、すなわち「利用者意向調査」や「自己評価」「第三者評価」等にまで取り組もうとする事業所は、種別によっては5パーセントに満たない状況である。</li> <li>・これは、慢性的な人手不足により、費用と時間をかけて将来のサービスを改善するよりも、当面のシフトをこなしたり、利用者の要望に対応することで手一杯という、事業所のやむを得ない事情も背景にある。</li> </ul>	
21	本会（権利擁護推進部）	59	○市町村域における「エンディングプラン・サポート（死後事務に関する支援）」の構築に取り組むこと。	<p>○少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化などが進む中、地域の相談支援機関には高齢者や障害者の暮らしにおける様々な相談が寄せられている。狭間となっている課題の一つに、葬儀埋葬等の「死後事務」の問題があげられる。身寄りのない人や親族等からの支援が受けられない事情がある人は、死後事務にも不安を抱えていることが少なくない。</p> <p>○また、親族がいない等により葬儀埋葬について行政が対応しているが、その数は増加傾向にあると言われ、財政を逼迫している状況がある。</p> <p>○こうした中で、近年の単身世帯、身寄りがなく、低資産である高齢者等の増加に伴う、死後事務に関するニーズが高まることから、地域において、死後事務支援を行うサービスの構築が求められている。</p>	提言Ⅱ
		60	○市町村域における「身元保証」の保証機能サービスを構築に取り組むこと。	<p>○少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化などが進む中、地域の相談支援機関には高齢者や障害者の暮らしにおける様々な相談が寄せられている。狭間となっている課題の一つに「保証問題」があげられる。頼める親族がいないなどの理由から保証人を立てられず、福祉施設入所等の必要な福祉サービスの契約につながりにくいことがある。</p> <p>○保証人を立てられない場合は、民間の保証会社を利用する方法もあるが、経済的</p>	提言Ⅱ

主体 番号	部会・協議 会・連絡会 等	項目 番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部と の関連
				<p>な理由もあり、利用できる人は限られている。</p> <p>○こうした中で、近年の単身世帯、身寄りが少ない低資産である高齢者等の増加に伴う、保証機能のニーズが高まることから、福祉施設への入所等に伴う「身元保証人」に準じたサービスを公的的な取り組みとして、市町村において構築することが必要となっている。</p>	
		61	○成年後見制度の利用促進に向けた県、市町村、社協の取り組みの支援・強化を図ること。	<p>○成年後見制度が必要な人に十分に制度が行き届いていない。</p> <p>○法人後見事業の実施及び市民後見人の養成については、市町村により取り組みに差が生じている。</p>	提言Ⅱ
		62	○市町村における成年後見制度利用促進計画の策定、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり及び中核機関の設置を行うこと。	<p>○経済的な困窮や健康などの複合的な課題を抱えているが、社会的サービスともつながりにくいため、地域相談機関では支援困難となっている方々が増加している。このような状況により、本人の権利擁護支援体制の構築が課題。</p>	提言Ⅱ
		63	○県における市町村計画の策定支援および中核機関設置の後方支援の具体化及び県地域福祉支援計画への位置づけを検討すること。	<p>○市町村においては、権利擁護ニーズに対応するため、基本計画に基づく市町村計画の策定と、これに伴う中核機関の実現が期待される。</p> <p>○県においても、市町村の取り組みが着実なものとなるよう、広域的な支援について、県地域福祉支援計画への位置づけと具体的な支援体制の構築が必要である。</p>	提言Ⅱ
		64	○日常生活自立支援事業のニーズへの支援体制強化を図ること。	<p>○日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない方々が、地域において自立した生活を送るため、福祉サービスの契約や日常的金銭管理などの権利擁護支援に不可欠なサービスの一つとして、実施されている。</p> <p>○本事業は、利用者宅への定期的な訪問による生活ニーズの把握、相談支援を通じて、生活上抱える不安への寄り添い、権利侵害の予防、生活の自己決定を支える役割を担っている。</p> <p>○昨今の地域包括ケアシステムの構築や、障害者の地域生活への移行が推進される中、地域での本人らしい暮らしの実現のために、本事業へのニーズはますます高いものとなっており、本事業を実施する社協への支援を強化していく必要がある。</p> <p>○一方で、本事業の国の補助金の算定方式が平成27年度から「利用者1人当たりの算定」を基礎とする方式に大きく変更され、本県においては、大幅な補助金減額となる見込みである。一律の利用者数による補助金の算定は、利用者との信頼関係に基づいた相談支援の実際とそぐ</p>	提言Ⅱ

主体 番号	部会・協議 会・連絡会 等	項目 番号	提言項目	提言の背景（現状と課題）	第Ⅱ部と の関連
				わない状況であり、相談支援を担う専門員の配置、実施体制が確保できる補助額は必要である。	
22	本会(かながわ福祉人材研修センター)	65	<p>○国等で人材確保の戦略の柱としている施策等の本県での実施状況を踏まえた有効な取り組み方針の確認とさらなる事業の促進を図ること。</p> <p>○雇用条件（給料制度、有給制度等）や雇用環境の整備を図ること。</p> <p>○社会福祉事業等従事者に向けた専門的な資質向上のための研修のみならず、職場におけるマネジメント等を視野に入れた研修、取り組みの支援を行うこと。</p> <p>○自治体や福祉施設・事業所及び関係機関・団体等がそれぞれの専門性や取り組み状況・実績等を踏まえ、福祉人材確保・養成・定着のあり方について施策・事業の見直しとその展開について、情報等の持ち寄りの場づくりに取り組むこと。</p>	<p>(1)福祉・介護・人材の“裾野”の拡大への取り組みの強化</p> <p>①若者や中高年齢層、就労していない女性等の「新規参入」の支援の継続的な実施</p> <p>②潜在有資格者の再就労支援—地域展開を視野に入れた取り組み</p> <p>※離職介護福祉士等の届出制度の周知と推進（平成29年4月1日より社会福祉法施行）</p> <p>(2)資格取得のための支援</p> <p>①修学資金等貸付事業の状況—介護福祉士等養成施設との連携、外国人留学生への対応 等</p> <p>②資格取得支援（各福祉施設・事業所含む）と、有資格者の専門性の向上研修等</p> <p>(3)福祉・介護のしごとの社会的意義を踏まえた理解・促進とイメージアップの取り組み</p> <p>①小・中・高校生等へのキャリア教育の推進—中学生（職業体験）、高校生（インターンシップ）の取り組みの成果等の見直しと、より体験等に参加するための取り組み</p>	提言Ⅰ